

保護者 様

シンガポール日本人学校
小学部クレメンティ校 校長 石坂克己
小学部チャング校 校長 堤 祐子
中学部 校長 田村洋幸

学校傷害保険について

シンガポール日本人学校では、学校における保健安全管理面から、日本国内の「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に代わる全校児童・生徒に対する傷害保険に下記にて加入しております。

記

- 契約保険会社 Mitsui Sumitomo Insurance (S) Pte Ltd
- 対象及び業務 学校管理下における全児童・生徒の負傷、あるいは負傷に伴う後遺障害、及び死亡などに関して必要な給付を行う。

○保険条件

1. 給付内容

- ① 事故死（事故が直接原因で90日以内に死亡） 20,000ドル
- ② 両手または片手を失った場合 20,000ドル
- ③ 両足または片足を失った場合 20,000ドル
- ④ 両目または片目を失った場合 20,000ドル
- ⑤ 手または足の指を失った場合 2,000ドル
- ⑥ その他上記以外での著しい障害で、終身不自由の場合 20,000ドル
- ⑦ 上記以外での医療費（8,000ドルを上限として実費に限る。交通費や診断書などは含まない。）

2. 備考

- A. 登下校時も対象になります。
- B. 学校行事の遠足・校外行事も対象となります。
- C. 事故当日より180日以内に要した費用が支払われます。
- D. 傷害保険の有効期間は退学した時点でその効力は失われます。（在籍時の負傷による治療費は給付されます。）
- E. 保険料は授業料に含まれています。

<補足>

- ※ 学校傷害保険の払い戻しに要する期間は2か月ほどです。
- ※ 保険金は銀行口座に支払われます。
- ※ 領収書は詳細（患者名・支払金額・支払方法）が明記された原本をご提出ください。
- ※ 入院・手術の場合、Final Bill（退院・手術後に送付される最終的なTax Invoice）とDischarge Summary（コピー可）をご提出ください。
- ※ 差し歯がとれた場合は申請できません。健全歯に限りです。矯正器具（眼鏡など）の破損も対象外です。
- ※ 学校傷害保険の保険金払い戻しの決定は保険会社によります。

-----きりとり-----

学校傷害保険を申請する際、クレーム登録及びお支払いの準備に生徒・児童本人と保護者様（銀行口座の宛名）のFINまたはパスポートナンバーが必要となります。領収書の原本と一緒にこちらの用紙をご提出ください。

1	Student Name 児童・生徒氏名（ローマ字でご記入ください。）	
2	FIN or Passport No	
3	Bank Name / Bank Code Branch Name / Branch Code Account Name Account Number	
4	FIN or Passport No	
5	Total Amount Claiming 医療費の合計金額	